一般社団法人北海道軽種馬振興公社　　御中

秘密保持等に関する誓約書

このたび、貴公社が実施を予定している門別競馬場きゅう舎新築工事に伴う電気設備インフラ工事－２（以下「本工事」という）において、貴公社から開示される情報については以下の事項を遵守することを以下のとおり誓約いたします。

1. （守秘義務）

本目的を遂行する過程で知り得た貴公社及び貴公社の顧客等に関する一切の情報(以下、「秘密情報」という)を、本目的遂行中はもちろん業務終了後といえども、第三者に開示または漏洩しません。なお、秘密情報には秘密情報が記録された関係資料及び記録媒体等（以下、「秘密資料・媒体」という）のすべての資料を含みます。

1. （資料の厳重保管義務、取り扱い）

貴公社を通じて受領した｢本工事｣に関する一切の「秘密資料・媒体」（複製物及びコンピュータ等の記憶媒体上の記録、電子メール等を含む）は厳重に管理し、秘密情報が外部に漏洩しないようにいたします。

1. （使用の制限）

秘密情報を、本工事を遂行する目的以外のために使用しません。

1. （守秘義務の対象除外）

当社は、次の各号に定める資料・情報については、本誓約書による守秘義務を負わないものとします。

* 1. 貴公社が当社に資料等を開示した時点で、すでに公知であった資料・情報。
  2. 貴公社が当社に資料等を開示した時点で、当社の既知に属するものであり、開示後遅滞なく既知であったことを貴公社に申告した資料・情報。
  3. 貴公社が当社に資料等を開示した後、当社又は当社の関係者の責めによらず公知となった資料・情報。
  4. 貴公社が当社に資料等を開示した後、第三者から秘密保持義務を負うことなく当社が適法に入手した資料・情報。

1. （接触の禁止）

｢本工事｣の施工に関して、｢本工事｣に係る全ての利害関係者（貴公社の従業員、取引先、テナント、債権者およびその代理人、仲介人等を含むがこれに限らない）に対する連絡、調査は貴公社の事前の許可なくして行わないものとします。

1. （情報等の開示範囲）

本誓約書第1項及び第2項にかかわらず、当社は本目的を遂行するために必要がある最小限度の次の各号に掲げる関係者に｢秘密情報｣を開示できるものとします。その場合も、｢秘密情報｣の開示先には、｢本工事｣及び｢秘密情報｣が守秘義務秘密の対象となっている旨を通知するとともに、開示先に本誓約書と同等の守秘義務を課すものとします。

①本目的に関与する当社および当社の関係会社（資本系列）の役員及び関与部署の従業員。

②本目的の完結に必要な範囲内での弁護士・司法書士・公認会計士・税理士・コンサルタント等。

また、当社は法令又は政府機関、監督官庁の規制、指導等により、提供を受けた情報等の開示を要求された場合、当該開示要求において貴公社に通知することが制限されていないときは、貴公社に対して直ちに、当該開示要求があったこと及び当該開示要求の時期・内容を通知した上で、必要最小限の範囲で、｢秘密情報｣を開示できるものとします。

1. （本目的終了後の措置）

本目的終了後は、本目的を遂行するにあたり使用し、作成し、または管理していた一切の「秘密資料・媒体」を、貴公社からの指示に従い、速やかに当社にて廃棄、または貴公社に返還します。

1. （有効期間）

本誓約書は、本工事が終了してもなお有効とします。

1. （損害賠償）

当社が本誓約書の各項に違反したことにより貴公社に損害が生じた場合は、当該違反と相当因果関係のある貴公社の損害、損失（本件に関係する裁判上および裁判外費用を含む）を賠償するものとします。また、金銭的賠償が十分な補償になり得ない場合は、当社は、貴公社が差止請求を含む金銭賠償以外の方法をとることを受忍し、当該方法に関して貴公社に発生した費用及び支出を補償することを受忍いたします。

1. （協議）

本誓約書に定めのない事項、あるいは本誓約書の各項に関し疑義が生じた事項については、貴公社と誠意をもって協議の上、解決をはかるものとします。

1. （準拠法）

本誓約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとします。

1. （専属的合意管轄裁判所）

本誓約に関して生じた紛争については、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

　　年　　月　　日

　　　　住　所

会社名

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印